

(続紙 1)

京都大学	博士 (法 学)	氏名	劉 瑩
論文題目	中国における妊娠出産の支援策の考察		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、妊娠出産支援に関する中国の社会保障制度を検討するものである。</p> <p>第一章では、問題の所在と本論文の構成が述べられる。妊娠出産支援に関する社会保障制度の内容を明確にし、中国の特徴である人口政策及び都市と農村の二元社会との関係を検討しようとする趣旨が述べられる。</p> <p>第二章では、中国の社会保障制度における妊娠出産支援策の展開と現状が検討される。</p> <p>第一節では、個別の各制度の検討に先立ち、中国の社会保障制度全体の歴史的展開と、医療提供体制の現状が説明される。中国の社会保障制度は、中華人民共和国の建国以来、①都市部の「労働保険」制度、②農村部の社会扶助制度（「五保」）、③軍人の社会保障制度という体系で行われてきたが、1980年代以降、徐々に国民（「公民」）の社会保険制度を中心とする体系への移行が進められている。2010年の社会保険法は、社会保険分野における最初の総合的な法律で、①基本養老保険（年金）、②基本医療保険、③労災保険、④失業保険、⑤生育保険（出産保険）の5つからなる。妊娠出産支援には、主に医療保険と生育保険が関係する。</p> <p>中国では、保健医療サービスは「医療衛生機構」で提供されるが、妊娠出産に係るのは、産婦人科を有する総合病院や産婦人科専門病院のほか、「専業公共衛生機構」の1つとして母子保健サービスを提供する非営利の「婦幼保健機構」である。同機構は、都市部では省・市・区の三つのレベルで設置されるが、農村部では県のレベルに設置されるのみで、郷・村のレベルには母子保健の専門機関はない。</p> <p>第二節では、妊娠出産支援に関する社会保障制度の歴史的展開と現状が検討される。中国では、都市部と農村部の二元体制の下、①都市部の労働者、②労働者以外の都市住民、③農村部の住民の各制度が分立する形で展開した。</p> <p>生育保険は、1951年に、保険料を専ら企業が負担する「労働保険」の1つとして、一定規模以上の工場等の女性労働者に対し、賃金が全額保障される産前産後の出産休暇を認めること等の内容で創設された。その後、妊娠中の保健医療サービスも給付対象となるなど、適用対象の拡大と給付内容の拡充が図られていく。しかし、1994年末以降「労働保険」からの分離が進められ、2010年社会保険法により、生育保険は社会保険の1つとして法律上規定されるに至る。現在では、生育保険にはすべての労働者が加入し、母子保健サービスや分娩介助の費用、出産休暇中の所得保障（「生育手当」）等の給付が行われている。保険料は企業のみが負担する。</p> <p>農村部では、「母嬰保健法」に基づく母子保健サービスが中心的役割を果たしている。その費用は、「婦幼保健機構」に対する各級人民政府からの財政補助によって賄われる。分娩介助については、従来から入院分娩扶助が行われてきたが、近年では、医療保険（「新型農村合作医療制度」）が実施されている地域では、医療保険からも</p>			

給付が行われる。

労働者以外の都市住民については、母子保健サービスと分娩介助が中心であり、都市住民基本医療保険から給付が行われる。もっとも、都市住民基本医療保険は各地域で試行されている段階にとどまっている。

第三節では、妊娠出産の経過に沿って、母子保健サービスの内容が妊娠前・妊娠中・分娩時・産褥期に分けて説明される。また、分娩介助及び出産休暇の内容についても述べられる。

以上の検討を通じて、妊娠出産の各段階で、都市労働者、それ以外の都市住民、農村住民について、いかなる社会保障制度が妊娠出産支援に関わる給付を行っているかが明らかにされる。

第三章では、社会保障制度の在り様を制約する外在的要因として、人口政策と都市と農村の二元社会の2つに着目し、これらが妊娠出産支援に関する社会保障制度に及ぼしている影響について検討される。

第一節では、人口政策との関係で、特に生育保険への影響が検討される。「計画生育」政策の実施により、生育保険では、「計画生育」に関連する給付や休暇等が追加される一方で、給付の受給要件に「計画生育」政策に従うことが付け加えられた。

「計画生育」の医療等だけでなく、通常の出産費用等についてまで「計画生育」への服従を支給要件とすることの問題性が指摘される。

第二節では、制度の分立から生じる制度間格差の問題が検討される。サービス提供体制に関する都市と農村の間の格差のほか、利用者の費用負担に関する都市住民と都市労働者との間の格差等が指摘される。これに関連して、2016年4月に生育保険の基本医療保険への統合が公表されたことから、統合に伴う影響と統合の是非が具体的に検討される。

以上、第三章の検討からは、人口政策と多元社会から生じる現行制度の問題点が指摘され、解決の必要性が明らかにされている。

第四章では、本論文の内容を要約した上で、妊娠出産支援に続く育児支援の段階の検討の必要性が指摘される。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

中国では、中華人民共和国の建国以来、都市と農村の二元社会を前提に、都市労働者の労働保険と農村住民の社会扶助が分立する形で社会保障制度が構築されてきた。その後の経済体制の変化等を受け、現在では、基本的に、都市労働者、労働者以外の都市住民、農村住民の各制度が分立する形で展開されている。本論文は、このように分立する中国の社会保障制度が、人口政策という外在的な制約の下で、妊娠出産支援策に関してどのような給付を行っているかを、法令等の規定に即して、また、制度の沿革にも踏み込んで、明確化する作業を行うものである。中国の社会保障法学においてもこの分野での先行研究が著しく乏しい中、日中両国の社会保障法研究にとって、重要かつ貴重な貢献をなすものといえることができる。

本論文の特徴は、複雑な社会保障制度による妊娠出産支援策を分析するに当たり、上記の対象者別の視点と、妊娠前から出産に至る過程の段階別という視点を組み合わせることにより、現行の各制度の現状を明確にするとともに、その不備を剔出した点にあり、ここに本論文の重要な意義が認められる。

また、事業主の保険料負担により妊娠出産期間中の給付を行う生育保険（出産保険）についての分析は、わが国の妊娠出産支援策の在り様を考える上でも大いに参考になるものである。

さらに、直近の展開として、「一人っ子政策」から「二人っ子政策」への転換という人口政策の変化や、都市労働者に手厚い保障を行ってきた生育保険（出産保険）を医療保険に統合する方針が示されたことなども検討対象に加え、その意義と今後の展望について検討を行ったことも、意欲的な試みとして高く評価される。

もっとも、中国社会保障法の比較研究においては、特に本論文で扱われた妊娠出産支援のように、裁判例が乏しく、立法や行政施策を中心とした検討によらざるを得ない分野では、立法資料の制約もある中で、いささか皮相的な検討になりがちな傾向があり、本論文もそのような限界を完全には免れていない。また、社会保障制度とその背景にある社会の変化や思想の傾向等との相互の関連等の分析については、やや物足りないとの印象も否めない。

しかしながら、こうした点は筆者も課題として十分に認識するところであり、これらは今後の研究の深化により補うことが可能であって、本論文の学術的価値を低めるものではないと認められる。

よって、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、平成28年8月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。